



2022年7月11日

新商品

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
変額個人年金保険(22)「プレミアフューチャーM」を販売開始

プレミアフューチャーM

変額個人年金保険(22)

第一フロンティア生命保険株式会社(代表取締役社長:武富 正夫)は2022年7月19日より、**変額個人年金保険(22)『プレミアフューチャーM』**を、株式会社みずほ銀行(取締役頭取:加藤 勝彦)、みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭)にて販売開始いたします。

『プレミアフューチャーM』は、「一定のリスクを取ってでも積極的に資産をふやしたい」、「自身や家族の不安にそなえたい」というニーズに応えるため、みずほグループと協議を重ね、企画・開発した商品です。

当商品の特別勘定は、みずほグループで販売実績のある、世界経済の成長を捉える投資信託「未来の世界」と同一運用戦略のファンドを採用しており、投資信託のふやす魅力をもちつつ、保険ならではの機能を兼ね備えた円建一時払の変額年金保険です。

当社は、今後も「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを機動的に提供し続けることで、お客さまと大切なご家族の安心で豊かな生活を支えてまいります。

『プレミアフューチャーM』の主な特徴

■ 投資信託による運用で、資産の成長が期待できます。

- ✓ 将来成長が期待できる「厳選された世界株式」を実質的な投資対象として運用します。
- ✓ 初期費用の負担がなく、一時払保険料の全額を運用に回せます。
- ✓ 年金支払開始日の繰下げ機能^{*}の活用により、運用期間満了時の運用成果が不調であっても、運用を継続できます。

* 繰下げ後の年金支払開始日における被保険者の満年齢が85歳以下である必要があります。また、繰下げ回数には制限があります。

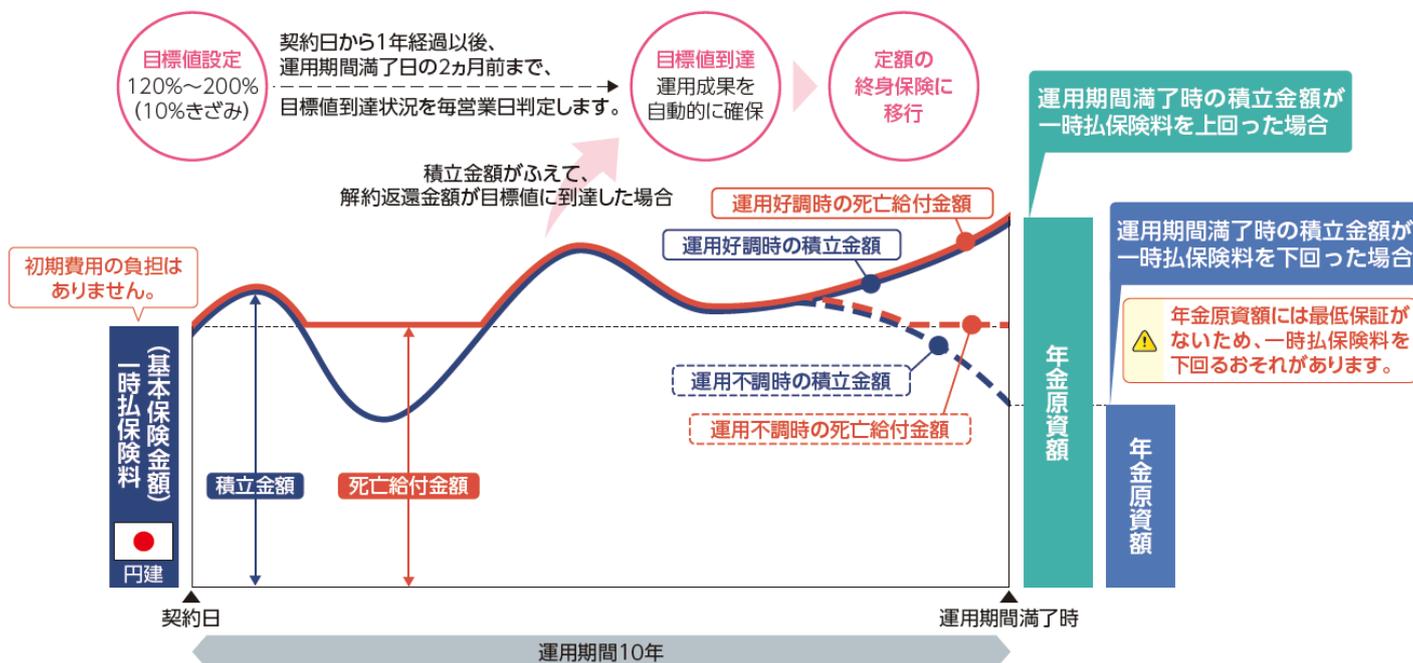
■ 保険ならではの機能を活用いただけます。

- ✓ 万一の際の死亡給付金額は、一時払保険料以上となります。
- ✓ 「目標値到達時定額終身保険移行特約(ターゲット特約)」を付加することで、解約返還金額が目標値に到達した場合には自動的に運用成果を確保し、定額の終身保険に移行します。
- ✓ 生命保険料控除や生命保険金の非課税枠等を活用できます。
- ✓ ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや契約内容の確認を行える「フロンティアのご家族安心サポート」を活用できます。

「プレミアフューチャーM」の商品の概要

■ しくみ図(イメージ)

*下記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額などを保証するものではありません。



*解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。

*解約返還金額は、解約返還金計算日末の積立金額から、経過年数に応じた解約控除の額を差し引いた金額となります。

■ 主なお取扱いについて

運用期間	10年			
契約年齢	0歳~75歳(契約日における被保険者の満年齢)			
基本保険金額(一時払保険料)	最低	100万円	最高	9億円
付加できる特約	目標値到達時定額終身保険移行特約、定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)、年金支払移行特約、運用期間中年金支払移行特約、保険契約者代理特約			

■ 保障内容について

主な支払事由	年金	年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。 ● 確定年金:年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 ● 一括受取:年金原資額を一括受取することができます。			
	死亡給付金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。なお、終身保険への移行後の金額は別途定めず。			
解約返還金	あり	配当金	なし	主な投資対象	日本および新興国を含む世界の株式

■ リスクと費用について

投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険は、日本および新興国を含む世界の株式などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。
- 株価の下落、為替の変動などにより、積立金額、年金原資額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

投資リスクがあること、解約・減額の際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

■ 運用期間中

- 保険契約関係費…特別勘定の資産総額に対して年率**1.00%**
- 死亡保障費用…基本保険金額と前日末の積立金額との差額に対して、被保険者の年齢・性別ごとに定める年率(**8.145%~0.006%**)
*積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみかかります。積立金額が基本保険金額以上の場合はかかりません。
- 資産運用関係費…信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率**0.979%(税込)**
*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変わるなどの理由から、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2022年7月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。
*信託報酬には、グローバル・ハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対する報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.65%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに対する報酬が含まれます。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

■ 運用期間中(特定のご契約者に負担していただく費用)

運用期間中の解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除 = 基本保険金額 × 解約控除率(**4.60%~0.46%**)

■ 年金受取期間中

保険契約関係費(年金管理費)…受取年金額に対して**最大0.35%**

*保険契約関係費(年金管理費)は2022年7月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「運用期間中年金支払移行特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

■ 定額の終身保険への移行後

「目標値到達時定額終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

ここに記載の税務のお取扱いは 2022 年 6 月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては商品発売日以降、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

以上